

JOYO BANK NEWS LETTER

2021 年 3 月 30 日

保険新商品のご案内 —ウェルスデザイン、生涯プレミアムジャパン 5—

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、このたび、新たに一時払保険 2 商品の取り扱いを開始しますので、下記のとおりご案内いたします。

当行は、今後とも、取り扱い商品の充実を図り、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 取り扱い開始日

2021 年 4 月 1 日（木）

2. 取り扱い商品

商 品 名	ウェルスデザイン (利率変動型一時払終身保険 (米ドル建 介護保障型))	生涯プレミアムジャパン 5 (無配当終身保険 (積立利率更改・Ⅲ型))
引受保険会社	メットライフ生命保険株式会社	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
主 な 特 徴	・介護保障や死亡保障を確保しながら、将来のために資産をふやすことができる、米ドル建の一時払終身保険です。 ・加入後初めて要介護 2 以上と認定された場合、米ドル建で一時払保険料以上の介護保険金を受け取ることができます。 ・所定の基準利率にもとづき、米ドル建で資産を運用し、将来に向けた資産形成を行うことができます。	・ご自身で使うお金とご家族にのこすお金を準備できる円建の一時払終身保険です。 ・契約時に、「積立コース」「定期支払コース」の 2 種類から選択します。 ・介護認知症年金支払移行特約や介護認知症前払特約により、認知症から重度の介護まで、症状の進行にあわせて幅広くそなえることができます。

※金利情勢等によっては新規募集を停止することがあります。

※詳細は、商品概要書をご覧ください。

以 上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

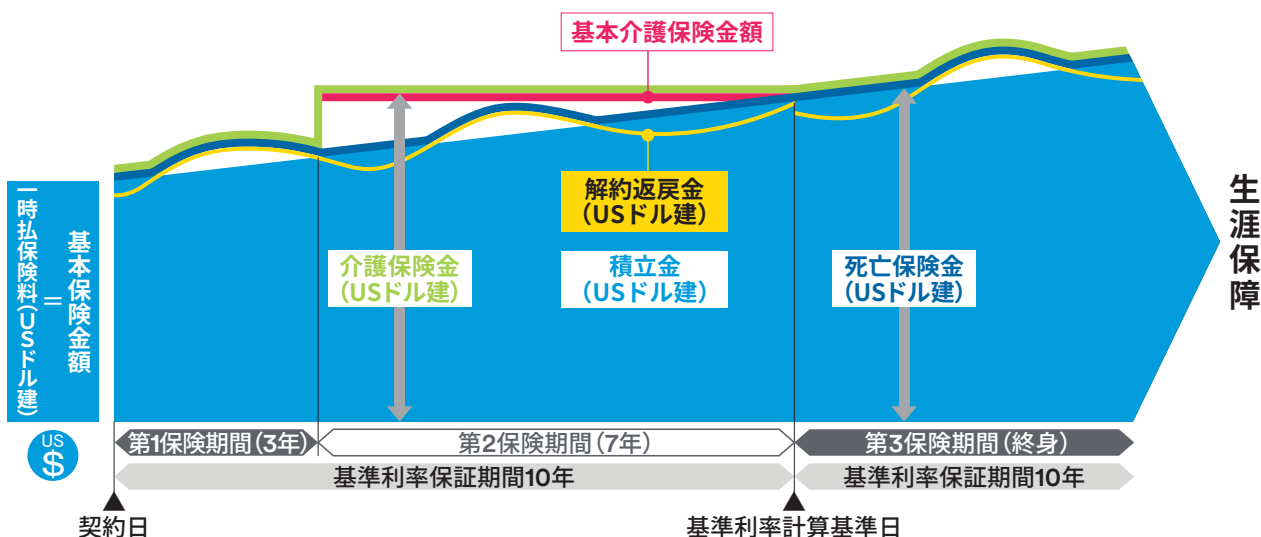
常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

ウェルスデザインは、介護保障や死亡保障を確保しながら、将来のために資産をふやすことができる、USドル建の一時払終身保険です。

※しくみ図はイメージです。



※基本介護保険金額とは、第2保険期間における介護保険金をお支払いするときの基準となる金額のことです。

付加できる主な特則・特約

- 介護保険金の指定代理請求に関する特則
- 保険料円入金特約(*)
- 外貨入金特約(*)
- 円支払特約
- 年金支払特約
- 年金移行特約

*募集代理店によっては取り扱っていない場合があります。

保障内容

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	死亡された日における次のいずれか大きい金額 ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額
介護保険金	被保険者が、責任開始時以後初めて、公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき	次のいずれか大きい金額 第1保険期間中または第3保険期間中 ①支払事由該当日の積立金相当額 ②支払事由該当日の解約返戻金相当額 第2保険期間中 ①基本介護保険金額(*) ②支払事由該当日の積立金相当額 ③支払事由該当日の解約返戻金相当額

※死亡保険金をお支払いする前に介護保険金が出払われたときは、死亡保険金はお支払いできません。

※死亡保険金が出払われたときは、その支払後に介護保険金の請求を受けても、介護保険金はお支払いできません。

※この保険に高度障害保険金はありません。



この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

●為替相場の変動や解約時の市場環境などの変化により、損失が生じるおそれがあります。

お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

1 保険の目的・特徴

保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめする商品です。

- 万一の場合の死亡保障（ご遺族の生活資金・相続対策の資金など）や介護保障（ご自身の介護にかかる資金）を確保すること
- 所定の基準利率にもとづきUSドル建て資産を運用し、将来に向けた資産形成を行うこと

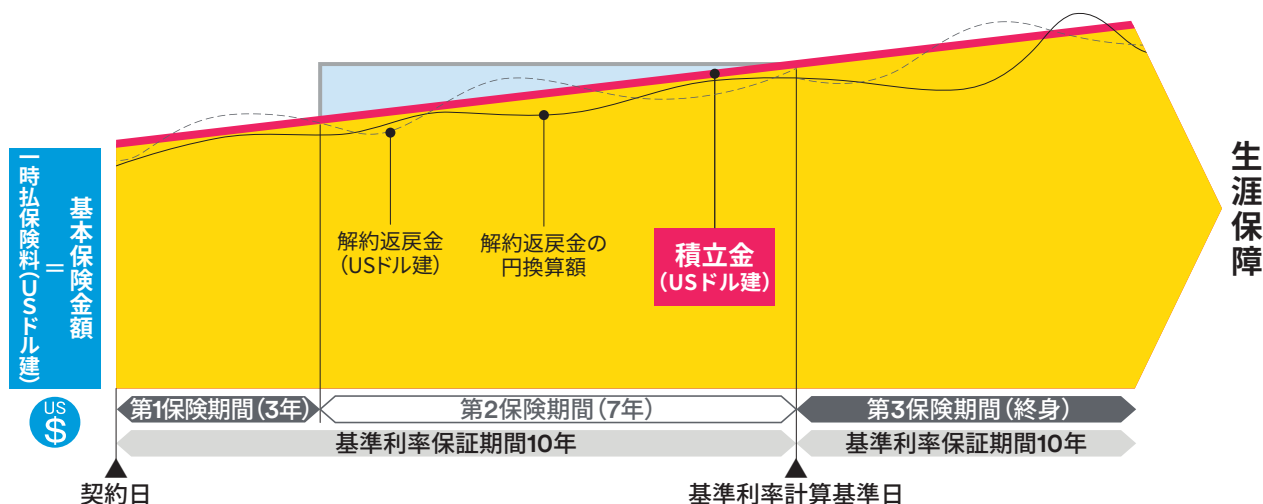
保険の特徴

①貯蓄機能

- この保険は、基準利率にしたがって、積立金をふやします。
- 基準利率とは、積立金（契約時は一時払保険料と同額）に適用される利率（*）のことをいいます。
- 積立金とは、保険金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる部分のことです。積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算されます。
- 第2保険期間の積立金からは、第2保険期間の介護保障にかかる費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。
- 基準利率は、毎月1日と16日に設定されます。
- 契約日・更改日（基準利率計算基準日）時点で設定されている基準利率が基準利率保証期間（10年）を通じて適用されます。基準利率は10年ごとに更改されます。

* 所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から保険関係費用を差し引いた利率

※ ご契約に適用される基準利率や実質的な利回り（年複利）、または積立金額などの推移については、設計書にてご確認ください。なお、最新の基準利率や実質的な利回りはメットライフ生命のホームページ（www.metlife.co.jp/financial）でご確認いただけます。

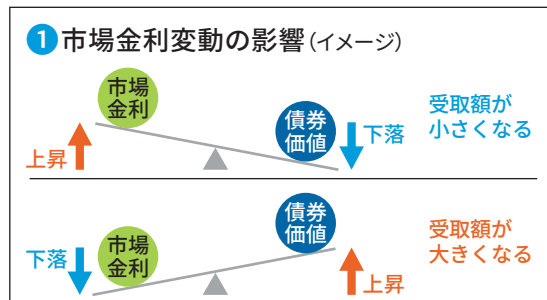


1 保険の目的・特徴(つづき)

ご参考 解約時・減額時の受取額の変動について

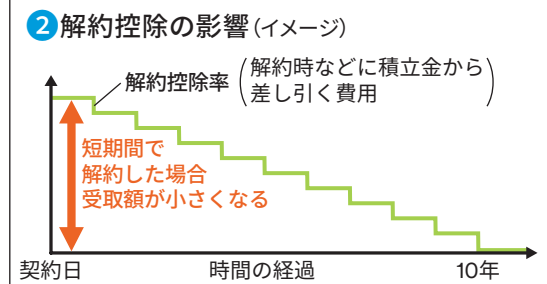
① 市場金利変動の影響

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行います。解約時・減額時の市場金利が上昇した場合は受取額が小さくなり、下落した場合は受取額が大きくなります(金利変動リスク)。



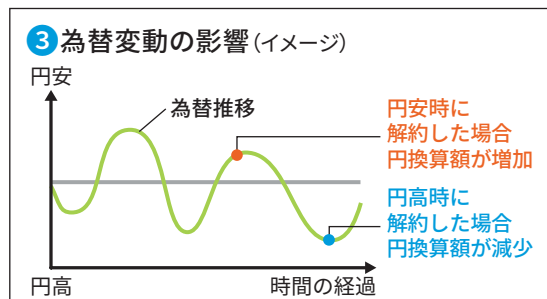
② 解約控除の影響

- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、契約日からの経過年数に応じて「解約控除」を行います。契約日から解約日・減額日までの期間が短いほど受取額が小さくなり、長いほど受取額が大きくなります。



③ 為替変動の影響(円で受け取る場合)

- 解約時・減額時の為替レートにより、円換算後の受取額が変動します。解約時・減額時の為替レートが円高の場合は受取額が小さくなり、円安の場合は受取額が大きくなります(為替リスク)。



※「市場価格調整」「解約控除」について、詳しくは [7ページ](#) をご覧ください。
※「金利変動リスク」「為替リスク」について、詳しくは [4ページ](#) をご覧ください。



- 市場金利が上がった場合、市場価格調整により、元本割れする可能性があります(上図①)。
- 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除率(解約時などに積立金から差し引く費用)が高くなり、元本割れする可能性が高くなります(上図②)。
- 解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの影響により、元本割れする可能性があります(上図③)。

② 保障機能

- 死亡保険金は、被保険者が死亡した日の「積立金相当額」または「解約返戻金相当額」のいずれか大きい金額となります。
- 介護保険金は、被保険者が責任開始時以後初めて公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定された場合にお支払いします。お支払いする金額は、支払事由に該当した時期などにより異なります。

※死亡保険金と介護保険金は重複してお支払いしません。

- 死亡保険金・介護保険金は、USドル建てで一時払保険料相当額(基本保険金額)が最低保証されています。

※最低保証は死亡保険金・介護保険金をUSドル建てでお受取りになる場合であり、円でお受取りになる場合は、受取時の為替レートによっては、受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります(元本割れ)。

- 死亡保険金には「生命保険金の非課税枠(相続税法第12条)」(*1)を活用できる場合があります。

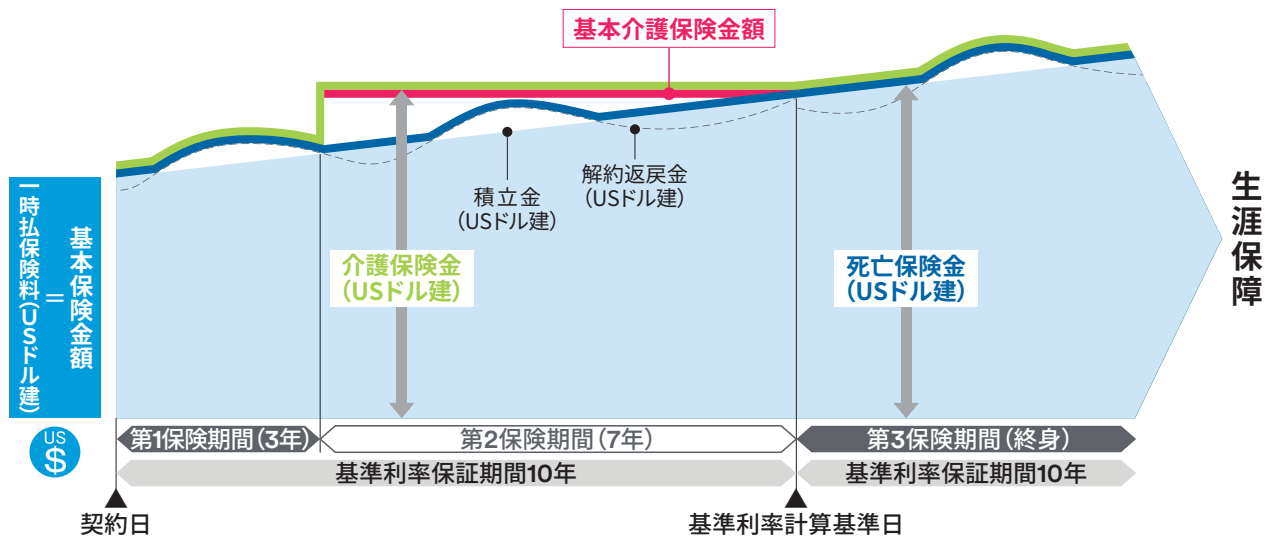
*1 生命保険の死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」までが非課税となります(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に適用)。(2020年10月現在)

- 介護保険金は、原則非課税(*2)となります。

*2 場合により、課税対象となることがあります。詳しくは [8ページ](#) をご覧ください。

※保障内容について、詳しくは [1ページ](#) をご覧ください。また、死亡保険金額や介護保険金額については、設計書にてご確認ください。

1 保険の目的・特徴(つづき)



2 リスク

この商品は生命保険であり、預金とは異なります。また、元本割れすることがあります。以下の記載をご確認のうえ、リスクについて十分にご理解ください。
なお、これらのリスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人が負うものとなります。

この保険における主なリスク

為替リスク	外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について ● 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 ※通貨の換算の際に費用がかかるため、為替相場に変動がない場合でも、損失が生じるおそれがあります。
金利変動リスク	解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について ● 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 ※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。



- 上記リスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

例:円安が進行していたので、解約返戻金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、市場金利が上昇していたため、市場価格調整により解約返戻金が減少し、損失が生じた。

2 リスク(つづき)

ご参考

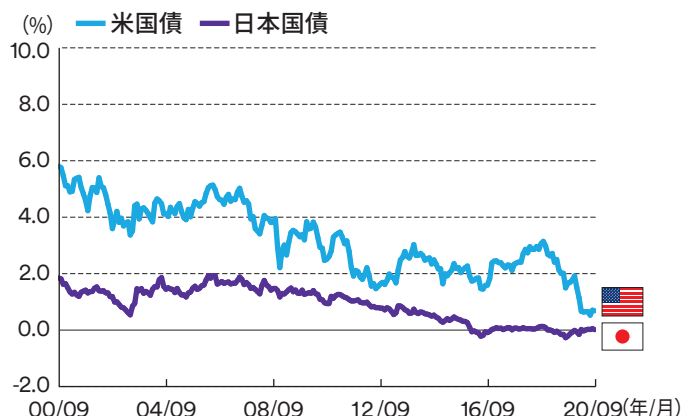
①為替レートの推移

データ期間：2000年9月～2020年9月



②10年国債利回りの推移

データ期間：2000年9月～2020年9月



③外貨建金融商品への投資シミュレーション

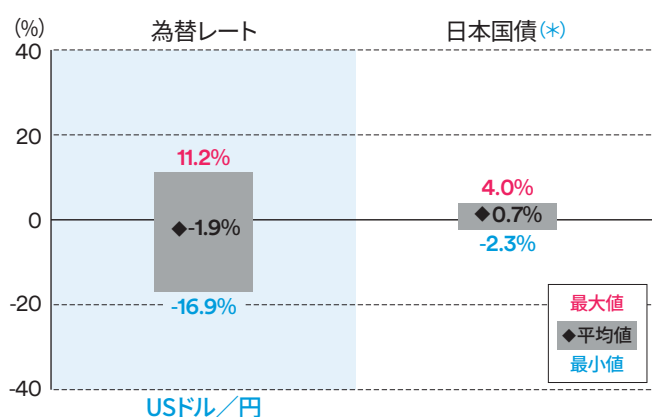
データ期間：2000年9月～2020年9月



※上記シミュレーションは、利回りが2%（年複利）のUSD建の金融商品に、2000年9月末に1,000万円投資した場合の円建価格の推移です。
 ※上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

④為替レートと日本国債の騰落率

データ期間：2015年10月～2020年9月



※日本国債：日本10年国債先物
 ※騰落率とは、特定の期間に、為替レートがどれだけ円高（円安）となったか、または、国債価格がどれだけ値上がり（値下がり）したかを表す比率のことです。上記グラフは、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データを用いて、平均値・最大値・最小値を表示したものです。
 ※上記グラフは、過去の実績を表示したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

出典：ブルームバーグのデータをもとにメットライフ生命にて作成

その他留意点

- 「クーリング・オフ（お申込みの撤回など）制度を記載した書面（契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報））の受領日」と「申込日」の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ（お申込みの撤回など）ができます。お申込みの撤回などをされた場合、メットライフ生命は保険料としてお支払いいただいた通貨と同じ通貨で同額をお返しします。

※保険料円入金特約の利用の有無により、お返しする通貨が異なります。

		保険料払込時の通貨	返金時の通貨
保険料円入金特約	利用する場合	円（※1）	円（※3）
	利用しない場合	外貨（※2）	外貨（払込時と同通貨）（※4）

- ※1 保険料円入金特約のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。
- ※2 募集代理店などで円または他の外貨から交換してお支払いいただく場合、為替手数料が必要になります。また、払い込む際には送金手数料をご負担いただく場合があります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。
- ※3 円でお支払いいただいた金額と同額をお返しします。
- ※4 外貨でお支払いいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当初の資金が円の場合（募集代理店などで当該外貨に交換した場合）、以下により、返金された外貨を円換算した際に、**元本割れすることがあります。**
 - ①円から外貨に交換する際にご負担いただく取扱金融機関所定の為替手数料
 - ②外貨から円に交換する際にご負担いただく取扱金融機関所定の為替手数料
 - ③払込時や返金時にご負担いただく取扱金融機関所定の送金手数料・引出手数料
 - ④為替相場の変動による差損

2 リスク(つづき)

- 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額などが削減されることがあります。

※クーリング・オフ制度など、ご契約のお申込みに際し特にご注意ください事項を「注意喚起情報」として、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」に記載しております。

3 実質的な利回り

- この商品の実質的な利回りは、以下をさします。

一時払保険料(USドル建)に対する、「10年後の契約応当日における積立金額(USドル建)」の利回り(年複利)
※実質的な利回りは、基準利率より**小さい率となります**。

- 以下は、この商品の基準利率と実質的な利回りの一例です。

基準利率と実質的な利回り(2020年10月1日～10月15日が契約日となる場合の例)

被保険者の契約年齢		50歳	60歳	70歳	80歳
契約時の基準利率		年 0.91%			
10年後の 実質的な利回り (年複利)	男性	年 0.90%	年 0.89%	年 0.87%	年 0.77%
	女性	年 0.90%	年 0.90%	年 0.87%	年 0.74%

- ご契約に適用される基準利率や実質的な利回り(年複利)については、設計書にてご確認ください。



- 10年後の契約応当日以外の日に解約した場合の実質的な利回りを保証するものではありません。
- 解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの影響により、ご契約のすべての期間において元本割れする可能性があります。
- 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除率が高くなり、元本割れする可能性が高くなります。
- 基準利率および実質的な利回り(年複利)はUSドル建での利回りであり、円建での利回りではありません。

4 手続き・諸費用など

お客さまにご負担いただく諸費用

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

ご負担いただく費用について

契約時に ご負担いただく費用	なし	保険契約の締結にかかる費用であり、一時払保険料から所定の割合を差し引くものですが、当保険では発生しません。			
保険期間中に ご負担いただく費用	あり				
		項目		費用	ご負担いただく時期
		保険関係 費用	死亡保障・介護保障および 保険契約の締結・維持にかかる 費用	1.41%	基準利率を決定する際に、所定の期間 における指標金利の平均値に1.0%を増減 させた範囲内でメットライフ生命が定めた 利率から差し引きします。
第2保険期間における 介護保障にかかる費用	(*)		第2保険期間中、積立金から毎月差し引き します。		
※「第2保険期間における介護保障にかかる費用」は、基準利率・契約年齢・性別などによって異なるため、 一律には記載できません。					

4 手続き・諸費用など(つづき)

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用	あり	(金融機関で通貨交換をされる場合) - 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。 (金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合) - 保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。 (通貨交換に関する特約などを利用される場合) 「保険料円入金特約」「外貨入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。						
		保険料円入金特約のレート(*)		TTM+50 銭				
		外貨入金特約のレート(*)		(豪ドルのTTM-25 銭) ÷ (USドルのTTM+25 銭)				
		円支払特約のレート		TTM-50 銭				
		※募集代理店によっては取り扱っていない場合があります。 ※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。 ※上記のレートは2020年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。						
年金支払期間中にご負担いただく費用	あり	年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。						
		項目		費用		ご負担いただく時期		
		年金を管理するための費用		年金額の1.00%		毎年の年金支払時に差し引きます。		
※費用の割合は2020年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。								
解約時・減額時にご負担いただく費用(解約控除)	あり	契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、積立金額に対して10.0%～1.0%を差し引きます。						
		経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
		解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%
		経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
		解約控除率	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0.0%	

ご参考 市場価格調整率の計算方法について

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利}}{1 + \text{解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率を計算するための基準指標金利} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

※市場価格調整率の計算にあたっては、基準指標金利を用います。基準指標金利とは、メットライフ生命所定の期間における指標金利の平均値をいいます。

※「解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率を計算するための基準指標金利」が「お客さまに適用されている基準利率を計算するための基準指標金利」より低い場合でも、それが0.3%の範囲内であれば、市場価格調整が解約返戻金額に与える影響はマイナスになります。

ご契約の引受条件などについて

契約者の年齢範囲	0歳～満100歳 (申込日における満年齢)			一時払保険料 (基本保険金額)	最低金額	3万USドル (100USドル単位)
被保険者の 契約年齢範囲	満40歳～満85歳 (契約日における満年齢)				最高金額	(1契約あたり) 3億円相当額・ (当保険の通算) 3億円相当額 ※メットライフ生命所定の通算 為替レートを用いて円換算 します (別途、通算限度が あります)。 ※金額は変更となる場合が あります。 ※契約年齢が満65歳以上で、 当保険の通算基本保険金額 が1億円超となる場合は、 介護保険被保険者証の写し の提出が必要になります。
運用通貨	USドル					
保険期間	第1保険期間	契約日からその日を含めて3年後の契約応当日 の前日までの期間				
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日からその直後に到来 する基準利率計算基準日の前日までの期間				
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後の期間 (終身)				
基準利率保証期間	10年					
解約返戻金	あります。	配当金	ありません。	健康に関する 告知	告知書扱	

※お取扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

4 手続き・諸費用など(つづき)

税金のお取扱いについて

- この保険の税金の取扱い(種類)については、以下のとおりです。

一時払保険料の 払込時	「一般生命保険料控除」の対象 ※介護医療保険料控除の対象にはなりません。			解約返戻金の 受取時	所得税(一時所得) + 住民税
死亡保険金の 受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。			介護保険金の 受取時	介護保険金を一時金で受け取る場合 所得税および住民税は原則非課税となります。
	契約者	被保険者	死亡保険金 受取人		介護保険金を年金で受け取る場合 (年金支払特約を付加した場合)
	本人	本人	配偶者 または 子		年金支払特約 の付加時期
	本人	配偶者	子		年金受取時
	本人	配偶者	本人		年金の一括受取時
					介護保険金の 支払事由 発生前
					介護保険金の 支払事由 発生後
					所得税(雑所得) + 住民税(*)
					所得税(一時所得) + 住民税(*)

※非課税とされた介護保険金を上回る部分が課税対象となります。

※上記内容は、2020年10月現在の税制にもとづきメットライフ生命がまとめたもので、将来変更される場合があります。個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

販売手数料について

- 一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、1年あたりの販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、販売手数料は、[6・7ページ](#)に記載の **ご負担いただく費用について** に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

支払率	被保険者の契約年齢	満40歳～満74歳	満75歳～満80歳	満81歳～満85歳
	初年度	4.70%	3.50%	1.50%
	次年度以降(支払期間:5年)	0.06%	0.01%	0.01%

メットライフ生命の相談窓口について

- 金融機関でお取扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金などのご請求など、各種お手続きやご契約内容に関するお問合せにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡先	メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)
------	--

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談ならびに苦情につきましては、メットライフ生命お客さま相談室までご連絡ください。

ご連絡先	メットライフ生命 お客さま相談室 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)
------	---

■募集代理店

株式会社 **常陽銀行**

〒310-0021 水戸市南町 2-5-5

■引受保険会社

 **MetLife**
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

補2011-4967 WL05-GH-1001-0130[2](21.04)
【普2】(2020年10月作成)

ご自身でつかうお金と ご家族にのこすお金を準備できる終身保険です

ふやす・つかう
つかう

ふえたご資金をご自身のタイミングで払い出してつかうこともできます
定期支払金額が指定口座に振り込まれます

積立コース

定期支払コース

のこす

一時払保険料以上をふやしてのこす*¹ことができます
一時払保険料以上をのこすことができます

積立コース

定期支払コース

そなえる

介護・認知症にそなえることができます

介護認知症年金支払移行特約*²

解約払戻金の全部を原資として、
介護認知症年金（一括受取可）を受け取ることができます

公的介護保険制度
要介護1以上

所定の認知症^①
と診断確定

※所定の認知症^①について、くわしくは裏面をご覧ください。

介護認知症前払特約*²

死亡保険金額の全部または一部を原資として、
介護認知症前払保険金を受け取ることができます

公的介護保険制度
要介護4以上

所定の認知症^②
と診断確定

※所定の認知症^②について、くわしくは裏面をご覧ください。

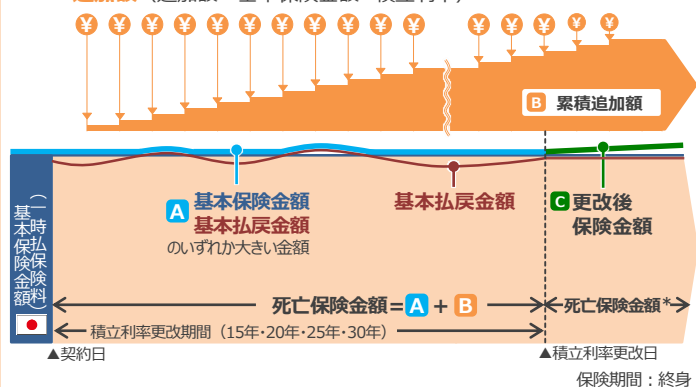
*1 累積追加額の払出がない場合。

*2 介護認知症年金支払移行特約の活用後は、介護認知症前払特約を活用することはできません。

仕組図（イメージ） 仕組図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、
将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

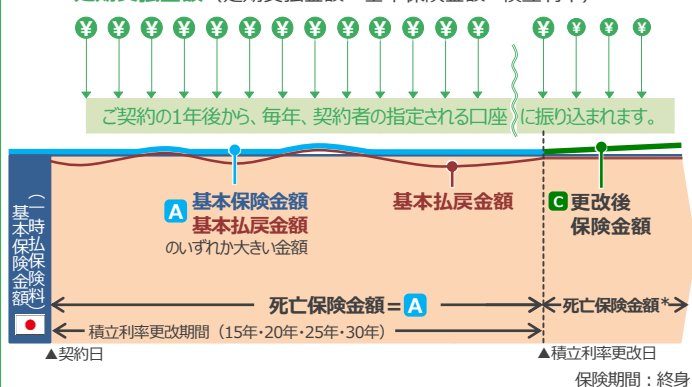
「積立コース」

追加額（追加額＝基本保険金額×積立利率）



「定期支払コース」 （ご契約時に定期支払特約の付加が必要となります。）

定期支払金額（定期支払金額＝基本保険金額×積立利率）



* 積立利率更改日以後の死亡保険金額は、積立コースの場合はC＋B、定期支払コースの場合はCとなります。

主な取扱規程

契約年齢範囲	40～69歳	70～79歳	80～84歳	85～90歳
積立利率更改日*	契約日から 30年後の契約応当日	契約日から 25年後の契約応当日	契約日から 20年後の契約応当日	契約日から 15年後の契約応当日
基本保険金額	300万円以上、9億円以下（1,000円単位）			
付加できる主な特約	定期支払特約、介護認知症年金支払移行特約、介護認知症前払特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、 新遺族年金支払特約、指定代理請求特約、リビング・ニーズ特約			

* 積立利率更改日に積立利率が更改されます。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

商品の概要

主な保障内容	死亡保険金					
	お支払事由	被保険者が死亡されたとき				
	お支払金額	契約日から積立利率 更改日の前日まで	被保険者が死亡された日の基本保険金額、基本払戻金額のいずれか大きい金額と累積追加額の合計額			
		積立利率 更改日以後	被保険者が死亡された日の更改後保険金額と累積追加額の合計額			
保険期間	終身	解約払戻金	あり	配当金	なし	

※ 定期支払コースの場合、累積追加額は常に0となります。

⚠この保険には金利変動リスクがあります。

■「生涯プレミアムジャパン 5」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。

■解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

所定の認知症について

- 所定の認知症①と診断確定される場合（以下の①のみ該当）
- 所定の認知症②と診断確定される場合（以下の2項目とも該当）
- ①医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。
- ②「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づく認知の程度がⅣまたはⅢと医師が判断した場合。

積立利率について

- 積立利率は、追加額・定期支払金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率をもとに定めます。
- 積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

諸費用について

- 「生涯プレミアムジャパン 5」にかかわる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」を控除したうえで定めています。
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。
		経過年数 1年未満 1年以上 2年未満 2年以上 3年未満 3年以上 4年未満 4年以上 5年未満 5年未満
		解約控除率 3.0% 2.7% 2.4% 2.1% 1.8%
		経過年数 5年以上 6年未満 6年以上 7年未満 7年以上 8年未満 8年以上 9年未満 9年以上 10年未満 10年未満
		解約控除率 1.5% 1.2% 0.9% 0.6% 0.3%
		※ 契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。
介護認知症前払特約、 リビング・ニーズ特約により 保険金をお受取になる場合	保険金の 支払をした場合に 必要な費用	請求日における被保険者の年齢および性別に応じて会社の定める方法により計算した金額または所定の期間に応じた利息を差し引きます。
年金支払移行特約（I型）、新遺族 年金支払特約、介護認知症年金支払 移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理 等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率*

* 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT & Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっていません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

代理店手数料について

- 代理店手数料は、契約時のお客さまへの商品やリスクの説明等、ならびに契約期間中のアフターフォロー等の対価として、基本保険金額に次の率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。
- 代理店手数料は、諸費用に追加して、お客さまに別途ご負担いただくものではありません。

被保険者の契約年齢	販売手数料
40～69歳	1.00%
70～79歳	
80～84歳	0.35%
85～90歳	

- 本資料は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。
- 本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されています「確定保険金額」を「累積追加額」として、「第1積立利率適用期間」を「積立利率更改期間」として記載しています。

【募集代理店】

株式会社 常陽銀行

〒310-0021
水戸市南町2-5-5

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

【ホームページ】 <https://www.tdf-life.co.jp>

316-21-A101 [登録番号 TDF-20-E-52 登録年月 21.04]

2021年4月版